

会社法第 782 条第 1 項に規定する事前備置書類
(株式会社 MAGES.との吸収分割について)

株式会社コロプラ

令和 2 年 9 月 28 日

株式会社コロプラ（以下「当社」といいます。）は、令和 2 年 9 月 16 日付で、株式会社 MAGES.（以下「本承継会社」といいます。）との間で、当社を吸収分割会社、本承継会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）に係る吸収分割契約を締結しました。

本分割について、会社法第 782 条第 1 項に規定する事前備置書類は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）
別添 1 に記載のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
本分割に際しては、本承継会社から当社に対して支払われる対価はありませんが、本承継会社は当社の完全子会社であることから相当であると判断しております。
3. 本承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）
別添 2 に記載のとおりです。
4. 本承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）
該当事項はありません。
5. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）
該当事項はありません。
6. 本分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び本承継会社の債務（当社が本分割により本承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）
 - (1) 当社の債務の履行の見込み
 - ① 当社の令和元年 9 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 74,324 百万円、4,502 百万円であります。
 - ② 令和元年 9 月 30 日以降、令和 2 年 9 月 28 日に至るまで、上記の当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、同日以降、本分割が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」といいます。）に至るまでにおいても、上記の当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。
 - ③ 本分割により、当社が本承継会社に承継させる資産及び負債の見込額は、それぞれ、207 百万円、55 百万円であります。

- ④ 以上より、上記①及び②記載の当社の資産及び負債の額の状況に鑑みれば、上記③記載の本分割における承継資産及び負債の見込額を考慮しても、本効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれております。
 - ⑤ また、本効力発生日以後における当社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生は現在のところ見込まれておりません。
 - ⑥ 以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、当社は、本効力発生日以後における当社の債務につき履行の見込みがあるものと判断しております。
- (2) 本承継会社の債務（当社が本分割により本承継会社に承継させるものに限ります。）の履行の見込み
- ① 本承継会社の令和2年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1,882百万円、1,339百万円であります。
 - ② 令和2年3月31日以降、令和2年9月28日に至るまで、上記の本承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じておらず、同日以降、本効力発生日に至るまでにおいても、上記の本承継会社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。
 - ③ 本分割により、当社が本承継会社に承継させる資産及び負債の見込額は、それぞれ、207百万円、55百万円であります。
 - ④ 以上より、上記①及び②記載の本承継会社の資産及び負債の額の状況に鑑みれば、上記③記載の本分割における承継資産及び負債の見込額を考慮しても、本効力発生日以後における本承継会社の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれております。
 - ⑤ また、本効力発生日以後における本承継会社の債務の履行に支障をきたすような事象の発生は現在のところ見込まれておりません。
 - ⑥ 以上の点、ならびに、当社の収益状況及びキャッシュ・フロー等に鑑みて、本承継会社は、本効力発生日以後における本承継会社の債務（当社が本分割により本承継会社に承継させるものに限ります。）につき履行の見込みがあるものと判断しております。

なお、本書に別添として添付された写しの内容は原本と相違ありません。

令和2年9月28日

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社コロプラ
代表取締役社長 馬場 功淳

別添 1 吸収分割契約の内容

吸 収 分 割 契 約 書

(甲) 株式会社コロブラ

(乙) 株式会社 MAGES.

吸収分割契約書

株式会社コロプラ（以下「甲」という。）及び株式会社 MAGES.（以下「乙」という。）は、甲の事業の一部に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところに従って、別紙（1）「承継対象事業」記載の甲の事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に対して承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号・住所）

甲及び乙の商号及び住所は次に掲げるとおりである。

（1）甲

商号：株式会社コロプラ
住所：東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

（2）乙

商号：株式会社 MAGES.
住所：東京都港区三田三丁目13番16号

第3条（分割に際して乙が交付する対価）

乙は、甲に対し、本分割に際して、何らの対価の交付も行わない。

第4条（資本金及び準備金）

乙は、本分割に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第5条（株主総会）

- 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本分割を行う。
- 乙は、会社法第796条第1項の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ずに本分割を行う。

第6条（会社分割の効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和2年11月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（分割により承継する権利義務）

1. 乙は、効力発生日をもって、甲から、別紙（２）「承継権利義務明細表」に記載された資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
2. 前項の規定に基づき乙が承継する債務については、すべて乙が甲から免責的に承継し、本分割の効力発生以後、甲は当該債務を負わないものとする。また、会社法第759条第2項の規定により甲と乙の連帯債務が生じた場合は、当該連帯債務の最終的な負担者は乙とする。

第8条（本契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁等の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天変地変その他の事由により、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（競業避止義務）

甲は、本件事業について、乙に対して、競業避止義務を負わない。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ定めるものとする。

以上

令和2年9月16日

（甲）東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
株式会社コロプラ
代表取締役社長 馬場 功淳

（乙）東京都港区三田三丁目13番16号
株式会社 MAGES.
代表取締役社長 志倉 千代丸

別紙（1）

承継対象事業

甲のグッズ企画販売関連事業

別紙（２）

承継権利義務明細表

本分割によって甲から乙が承継する資産及び負債、労働契約、労働契約以外の契約、知的財産権その他の権利義務の明細は、以下のとおりとする。

1. 承継対象の資産及び負債

本件事業に関する一切の資産（別紙（３）記載の「承継する機器」を含み、甲が保有する一切の知的財産権を除く。）及び負債とし、以下の令和２年６月３０日現在の本件事業の貸借対照表の数値その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除して確定する。

資産合計：76,687千円

負債合計：53,779千円

2. 労働契約

効力発生日において本件事業に主として従事する以下の社員番号の従業員との労働契約及びこれに付随する一切の権利義務。但し、効力発生日までに甲と乙との間で承継対象から除外する旨の合意をした従業員との労働契約及びこれに付随する権利義務は除く。

社員番号：10283、10285、10286、10287、10288、10289、10291、10292、10301、10305、10330、10369、10378、10383

3. 労働契約以外の契約

上記２のほか、効力発生日において本件事業に属する契約上の地位及びそれらに基づく権利義務。

4. 知的財産権

本件事業に属し、甲が保有する知的財産権は一切承継しない。

以上

別紙（3）

承継する機器

NO.	管理番号	PC モデル
1	NPC-208	DELL XPS 13
2	MA-143	MacBook Air (Retina, 13-inch, 2020) SSD512GB
3	NPC-341	DELL XPS 13
4	MA-134	MacBook Air
5	NPC-363	DELL XPS 13
6	MA-094	MacBook Air (13-inch)
7	PC-594	DELL Precision T5810
8	NPC-375	DELL XPS 13
9	MB-250	MacBook Air (11-inch Early 2015)
10	PC-598	DELL Precision T5810
11	PC-666	DELL Precision Tower M+16 S+512(Designer Upgrade)
12	MA-062	MacBook Air (11-inch, Mid 2013)
13	NPC-353	DELL XPS 13
14	PC-259	DELL Precision Tower M+16 S+512(Designer Upgrade)
15	MA-084	MacBook Air (11-inch Early 2015)
16	IM-209	iMac Intel (21.5-inch, Late 2013)
17	MA-169	MacBook Air (13-inch)
18	MA-168	MacBook Air (11-inch Early 2015)
19	NPC-355	DELL XPS 13
20	NPC-362	DELL XPS 13
21	PC-221	DELL Precision T5810
22	PC-288	DELL Precision T5810
23	NPC-319	DELL XPS 13
24	—	FlexScan EV2450

別添2 本承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

事 業 報 告
計 算 書 類

第 15 期

自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日

株式会社 MAGES.

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しなどにより緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動等の影響により先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社ではゲーム事業、コンテンツ事業、番組製作事業、アイドル事業、IPビジネス事業、飲食事業およびタレント事業を展開しております。

当事業年度における業績は、売上高4,235百万円（前事業年度比35.1%減）、営業損失589百万円（前事業年度は98百万円の営業損失）は、経常損失600百万円（前事業年度は897百万円の経常利益）、当期純損失774百万円（前事業年度は780百万円の当期純利益）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高	構成比
ゲーム事業	996百万円	24%
コンテンツ事業	944百万円	22%
タレント事業	492百万円	12%
番組製作事業	443百万円	10%
IP企画事業	435百万円	10%
IPビジネス事業	323百万円	8%
飲食事業	261百万円	6%
アイドル事業	259百万円	6%
音響制作事業	81百万円	2%
合計	4,235百万円	100%

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当社では、当事業年度において設備投資を28百万円計上しております。

(3) 資金調達の様況

2019年7月12日に株式会社CHIYOMARU STUDIOより、500百万円の資金を借入いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の様況

2019年5月8日付で株式会社ドワンゴに対し、アニメロサマーライブ事業を譲渡しております。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社が対処すべき主要な課題は以下のとおりであります。

① コーポレートガバナンスの向上

ステークホルダーからの信頼にこたえるため、管理体制の整備に努めてまいります。

② 財務体質の強化

企業価値最大化のため、経営基盤を確固たるものとすべく、財務体質の強化を図ってまいります。

(9) 財産及び損益の様況の推移

区 分	2017年3月期 第12期	2018年3月期 第13期	2019年3月期 第14期	2020年3月期 (当事業年度) 第15期
売 上 高 (百万円)	5,393	5,597	6,522	4,235
経 常 利 益 (百万円)	328	171	897	▲600

当期純利益 (百万円)	468	150	780	▲774
1株当たり当期純利益 (円)	1,803,591円54銭	580,686円94銭	3,001,959円95銭	▲2,976,913円45銭
総資産 (百万円)	2,813	2,915	2,884	1,882
純資産 (百万円)	405	556	1,337	543
1株当たり純資産額 (円)	1,560,890円75銭	2,141,577円69銭	5,143,537円65銭	2,089,169円58銭

(注) 1株当たり当期純利益は、期中における平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社CHIYOMARU STUDIOであり、同社は当社の株式を260株（出資比率100%）保有しております。なお、2020年4月3日を効力として、株式会社CHIYOMARU STUDIOの保有する全株式を、株式会社コロプラへ譲渡しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社MAGES. Lab	6百万円	51%	モバイルアプリ・ゲームの開発及び運営、オフラインプロモーション支援

③ 企業結合の経過及び成果

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

事業	事業内容
ゲーム事業	ゲームソフトウェアの開発・運営
コンテンツ事業	音楽パッケージの制作、音響制作受託
番組製作事業	動画制作受託、動画放送
アイドル事業	アイドルマネジメント
IPビジネス事業	アニメ出資、ライセンスビジネス

飲 食 事 業	飲食店舗の運営
タ レ ン ト 事 業	声優マネジメント、声優育成スクール 運営

(12) 主要な事業所（2020年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

(13) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
155 名	61 名減

（注）従業員数原因の主な要因は、株式会社ドワンゴからの出向社員の、
出向解除によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000株
- (2) 発行済株式の総数 260株
- (3) 株 主 数 1 名
- (4) 大 株 主 の 状 況

株 主 名	持 株 数	持ち株比率
株式会社CHIYOMARU STUDIO	260株	100.0%

(5) その他株式に関する重要な事項

2020年4月3日を効力として、株式会社CHIYOMARU STUDIOの保有する
当社発行済全株式を、株式会社コロプラへ譲渡しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
志 倉 千 代 丸	代表取締役社長	(株)CHIYOMARU STUDIO 代表取締役社長 (株)MAGES.Lab 専務取締役
斉 木 隆	取 締 役	————
小 柳 路 子	取 締 役	————
河 合 秀 典	取 締 役	(株)MAGES.Lab 監査役
浅 田 誠	取 締 役	————
益 子 裕 也	監 査 役	————

(注) 2020年4月8日付で、本荘健吾氏が代表取締役副社長に、馬場功淳氏および原井義昭氏が取締役に就任しております。また、2020年5月8日付で、益子監査役が辞任し、森林太郎氏が同日監査役に就任しております。

(2) 社外役員に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

該当事項はありません。

(注) 本報告書中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,544	流動負債	1,235
現金及び預金	265	買掛金	297
売掛品	566	短期借入金	600
仕掛品	389	リース債務	2
製品	136	その他	336
その他	187	固定負債	103
固定資産	338	長期借入金	100
有形固定資産	78	リース債務	3
建物附属設備	243	負債合計	1,339
減価償却累計額	▲192	純 資 産 の 部	
工具器具備品	173	株主資本	543
減価償却累計額	▲146	資本金	295
無形固定資産	23	資本剰余金	342
ソフトウェア	23	資本準備金	342
投資その他資産	238	利益剰余金	▲94
子会社株式	25		
出資金	42		
その他	171	純資産合計	543
資産合計	1,882	負債純資産合計	1,882

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,235
売 上 原 価		4,153
売 上 総 利 益		82
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		671
営 業 損 失		589
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
雑 収 入	2	2
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
為 替 差 損	4	13
経 常 損 失		600
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
減 損 損 失	22	22
税 引 前 当 期 純 損 失		621
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		153
当 期 純 損 失		774

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本	
		資本準備金	繰越 利益剰余金	株主資本 合計	
2019年4月1日残高	295	362	680	1,337	1,337
事業年度中の変動額					
当期純利益			▲774	▲774	▲774
その他		▲20		▲20	▲20
事業年度中の 変動額合計			▲774	▲794	▲794
2020年3月31日残高	295	342	▲94	543	543

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。
無形固定資産 定額法を採用しております。

(2) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	10	百万円
短期金銭債務	47	百万円
長期金銭債務	500	百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高

売上高	0	百万円
売上原価	160	百万円
販売費及び一般管理費	5	百万円
営業取引以外の取引による取引高	7	百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末
普通株式	260株	—	—	260株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

5. 一株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,089,169円58銭
1株当たり当期純損失	2,976,913円45銭

6. 重要な後発事象に関する注記

2020年4月3日を効力として、株式会社CHIYOMARU STUDIOの保有する当社発行済全株式を、株式会社コロプラへ譲渡しております。

以上

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、2020年5月8日に監査役に就任の後、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年5月14日

株式会社 MAGES.

監査役

森 林 太 郎 ㊞